

令和6年度 学校経営方針

北九州市立八幡西特別支援学校

校長 千々和 知子

I 学校教育目標【ミッション】

児童生徒の健康面・安全面への配慮を教育活動の基盤とする。

病気や障害のある児童生徒のその特性と能力に応じた教育を実施し、可能な限り社会参加・自立を目指し、生涯にわたって生きがいをもって生活できるよう、個性を伸ばし、生きる力の育成を図る。

II 令和6年度の重点

【目指す子ども像】

- ① 明るく、元気な子ども
- ② 自分を大切にし、豊かな心と強い意志をもつ子ども
- ③ 自分で考え、進んで行動する子ども

【ビジョン】

“笑顔でチャレンジ”
する児童生徒

【本年度の重点】

- 子どもの権利を保障し「いつも（日常）」を支え、
学びと暮らしを広げる。

【テーマ】

子どもの“笑顔でチャレンジ”を
みんなで創り出す

【目指す学校像】

- ① 「子どもの権利」を保障する学校
- ② 一人一人のよさを生かした、明るく楽しい学校
- ③ 生きること・学ぶことのすばらしさを共有する学校
- ④ 関係機関と連携し、信頼と責任、協力協働を基盤とした開かれた学校

【目指す教師像】

- ① 人権意識を高く持ち、行動できる教師
- ② 児童生徒の理解と自己研鑽に励む教師
- ③ 児童生徒に学び、児童生徒や保護者と共感しあえる教師
- ④ 教育公務員として、保護者や地域から信頼される教師

III 本年度の重点項目

- 「子どもの権利を保障する」とは、
子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守る教育活動を行う。また、子どもが権利の主体者として自己選択・自己決定ができるように合理的配慮を提供する教育活動を行う。
- 『「いつも（日常）」を支え、学びと暮らしを広げる』とは、
「安全・安心」な学習環境と「子ども主体」の学習活動を両立し、教育活動を展開する。様々な感染症対策として、日常の清掃・消毒・洗濯等を継続し、子どもの「いつも（日常）」を見据え、安全・安心を確保する。アフターコロナを見据え、段階的に教育活動を広げる。例えば、校外学習などの体験活動、地域との交流活動により、スキルの獲得や興味関心の幅を広げる。加えて、リモート等ICT機器の活用を深化させ、学びの充実を図る。

【プロダクト】

「子ども主体」のマインドセット：自己選択・自己決定できる合理的配慮

IV 具体的な取組

- 前・後期の2学期制により、授業時数を確実に確保し、時間的・内容的に、児童生徒がじっくり学ぶ環境づくりを行い、適切な学習の積み重ねにつなげる。

I 重点目標と方策

● 子ども主体の学習指導

- (1) **指導工夫改善**：学習指導要領を踏まえ、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、能力や特性及び地域の特色などを生かした教育課程を編成するとともに、指導体制及び指導方法等の工夫・改善を行い、適切な評価に努める。
⇒「各教科等の指導における目標と方策」へ
- (2) **個別最適化**：ICT機器の利活用等を進めることで、多様な児童生徒の可能性を生かし、興味関心を引き出す教育を進め、公正に個別最適化された学びの実現を目指す。
- (3) **自立活動**：肢体不自由教育に関する研修を計画的に実施し、自立活動に関する専門性や教員の授業力向上を図る外部専門家等の専門的助言を活用し、自立活動の指導内容・方法の充実に努めるとともに、専門医・専門家、関係分掌、担当教員が連携したケース会議の充実に努める。

● 安全・安心な学校づくり

- (1) **危機管理**：教員が協力し合い、児童生徒の事故を未然に防ぐなど、最大限の安全確保に努める。そのために、安全点検を徹底し修繕箇所の早期改修を行う。ヒヤリハット事例の周知と蓄積、具体的な防止策の確認を確実に行うとともに自立活動の指導等の関連から児童生徒の安全に対する知識・技能、及び意識を育成する。
 - * **報告・連絡・相談の徹底**：正確な事実確認、チームで対応、1つ上の手厚さ
 - * **網紀肅正**：交通事故、飲酒運転、公金取扱い、個人情報、セハラ・パワハラ
- (2) **給食指導**：児童生徒の実態に応じた安全な給食指導を行うため、
 - ① 関係機関や専門家と連携した摂食機能の日常的な把握
 - ② 給食・食育指導係を中心とした検討に基づく指導内容・方法の工夫
- (3) **医療的ケア**：保護者、担任、養護教諭、看護師が十分に連携し、医療的ケア検討委員会（市・学校）での検討を通して、安全・安心な医療的ケアの実施に努める。また、看護師による小・中学校等への医療的ケア児支援を実施する。
- (4) **保護者とつながる**：授業参観や保護者懇談会及び日常の連絡や tetoru などを通して、教育活動に対する保護者との共通理解をさらに深める。
- (5) **地域とつながる**：学校ホームページや学校開放週間、学期ごとの授業公開、掲示・展示の工夫などにより、本校教育及び支援機能に関する情報発信を積極的に行う。さらに、前年度の学校自己評価及び関係者評価等の結果を学校経営改善に生かす。

● 確かな人権感覚

- (1) **キャリア教育**：小学部からのキャリア教育及び進路指導の全体計画を作成し、小・中・高等部の連続性・系統性のある一貫した進路指導を行い、生徒が進路を主体的に選択・決定できる力を養う。
 - ① 地域の小・中学校と連携し、交流及び共同学習を積極的にすすめ、人権教育に基づく差別のない地域社会の実現に向けた教育活動を展開する。
 - ② 地域資源（福祉団体や公共施設や商業施設等）の活用により、地域に開かれた特別支援学校を目指す。

● 時代の変化に応じた働き方（業務改善）

- (1) 本校の教育課題解決に向け、校務分掌組織（支援チームの関わり方等）の有効性を検討・改善し、組織的・機動的な学校運営体制を確立する。
- (2) 教職員の心身の健康を保持するためのライフワークバランスの意識の向上及び行動を促し、推奨することにより、児童生徒・保護者への適切な関り方の基盤とする。同僚性や職種の違いを生かし、チームによる支援によって重症心身障害児への「暮らしと学び」の保障を行う。

2 各教科等の指導における目標と方策

(1) 自立活動の指導

個別の指導計画に基づく授業を行い、児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に努める。

児童生徒のもてる能力を最大限に伸張するため、教材教具や支援機器の開発・活用及び「一人一台端末」のICT機器の積極的な活用を進める。

(2) 各教科等の指導（以下、5点を重点とする）

- ①各課程における各教科等の指導目標・内容を示し、指導の充実を図る
- ②教育課程の実施状況を的確に把握し、適正な年間授業時数を確保する
- ③個に応じた指導の充実を図るため、チーム・ティーチングなど指導方法を工夫する
- ④目標と指導過程及び評価の一貫性を図り、指導と評価の一体化を図る
- ⑤新学習指導要領の3つの柱（「個別の知識・技能」「思考力・判断力表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で身に付けることができるようにする。

(3) 道徳の指導

各教科等との関連を密にしながら、道徳の年間指導計画に基づいて指導を行う。

(4) 特別活動の指導

児童会・生徒会については、児童生徒の実態に応じて指導のねらいを明確にして、計画的に自発的・自治的な活動の展開に努める。

学級活動等については、児童生徒の実態に応じ、各教科、道徳、自立活動等の関連を明確にして、年間指導計画を基に題材や指導法の工夫に努める。

(5) 交流及び共同学習

本校児童生徒の教育的ニーズや地域及び学校の実態等に応じ、地域や学校相互の連携を深め、近隣の学校や児童生徒の居住地の学校との交流活動など、基本的な感染症予防対策を行いながら、交流及び共同学習を適切に推進する。